

○ 給与所得の源泉徴収税額の求め方

1 税額表の使用区分

居住者に支払う毎月（日）の給料や賞与などから源泉徴収をする所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）」又は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（以下これらを「税額表」といいます。）を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給 与 等 の 支 給 区 分	税 額 表 の 使 用 す る 欄
月 額 表 (1 ページ)	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙 欄……その他の人に支払う給与等
日 額 表 (8 ページ)	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの } 日雇賃金を除きます。	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙 欄……その他の人に支払う給与等
	日 雇 賃 金	丙 欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (15ページ)	賞 与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙 欄……その他の人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含まれます。）給与等をいいます。ただし、一の給与等の支払者から継続して2か月を超えて給与等が支払われた場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払われるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません。

2 税額表の使い方

毎月（日）の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月（日）分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- (2) 税額表の甲欄は、扶養親族等の数の「0人」から「7人」までの各欄に区分されていますので、給与等の支払を受ける人の扶養親族等の数に応じて使用するようになっています^(注1)。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者^(注2・7)と源泉控除対象親族^(注3・7)との合計数をいいます^(注4)。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合^(注5)には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者^(注6)や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうち障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人^(注7)がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

(注) 1 扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに、月額表を使用する際は1,610円を、日額表を使用する際は50円を控除した金額とします。

2 「源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人（令和9年中の所得の見積額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和9年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。

3 「源泉控除対象親族」とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人をいいます。

(1) 控除対象扶養親族^(※)

(2) 特定親族（給与等の支払を受ける人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（令和9年分の所得税については、平成17年1月2日生まれから平成21年1月1日生まれまで）の親族（里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で令和9年中の所得の見積額が62万円超123万円以下の人をいいます。）のうち、令和9年中の所得の見積額が100万円以下の人

(※) 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族（給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族（里子及び養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和9年中の所得の見積額が62万円以下の人をいいます。）のうち、次の1又は2の場合に応じそれぞれ次に定める人をいいます。

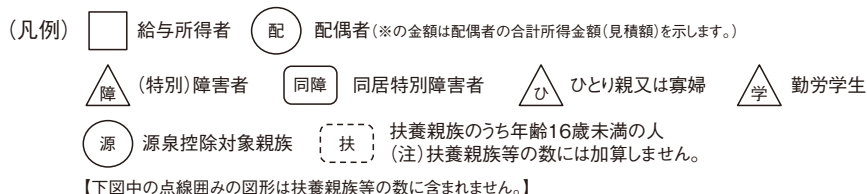
1 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（令和9年分の所得税については、平成24年1月1日以前に

- 生まれた人)
- 2 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
- (1) 年齢16歳以上30歳未満の人（令和9年分の所得税については、平成10年1月2日から平成24年1月1日までの間に生まれた人）
- (2) 年齢70歳以上の人（令和9年分の所得税については、昭和33年1月1日以前に生まれた人）
- (3) 年齢30歳以上70歳未満の人（令和9年分の所得税については、昭和33年1月2日から平成10年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「給与等の支払を受ける人から令和9年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」
- 4 給与所得者の扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。
- 「給与所得者の扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人が提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者が、その給与等の支払を受ける人を、その配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象配偶者として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその配偶者をいいます。
- 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 「給与所得者の扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族」とは、給与等の支払を受ける人が提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象親族（注3(2)の特定親族に該当する人に限ります。）である旨の記載がされた親族が、他の人を、その親族の提出した給与所得者の扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象親族（注3(2)の特定親族に該当する人に限ります。）として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその親族をいいます。
- 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 5 「障害者」、「寡婦」、「ひとり親」及び「勤労学生」等の範囲については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のしかた」をご確認ください。
- 6 「同一生計配偶者」とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、令和9年中の所得の見積額が62万円以下の人をいいます。
- 7 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、給与所得者の扶養控除等申告書に親族関係書類（その国外居住親族である源泉控除対象親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する場合には、親族関係書類に加えて、その該当する旨を証する書類である留学ビザ等書類）が添付等された扶養親族等に限ります。
- 詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。

〔扶養親族等の数の算定方法〕

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね次の図《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》及び《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》のようになります。

なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、次の図1を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、次の図2を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。



《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

設 例	給与所得者の合計所得金額(見積額)	900万円以下				900万円超			
		※95万円超	※95万円超	※95万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※62万円超 95万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※62万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※62万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※62万円以下 (源泉控除対象配偶者)	※62万円以下 (源泉控除対象配偶者)
扶養親族等の数	900万円以下	0人	1人	1人	1人	2人	2人	3人	3人
	900万円超	0人	1人	1人	1人	2人	2人	3人	3人

《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

設 例							
扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人

なお、給与等の支払者が電子計算機などの事務機械によって給与等の計算を行っている場合には、月額表の甲欄を適用する給与等については、財務大臣が告示する方法（18ページ「月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例」参照）によりその給与等に対する源泉徴収税額を求めることができます。

(1) 月額表甲欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

イ 給与等の支給額（月額）	420,000円
ロ 給与等から控除する社会保険料等	63,400円
ハ 扶養親族等の数	2人
（源泉控除対象配偶者あり、源泉控除対象親族1人）	

〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,600円（420,000円－63,400円）となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,600円が含まれる「356,000円以上359,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄との交わる場所に記載されている金額6,860円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする税額です。

（三） （月 額 表）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲					
		扶 養 親 族 等					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
以 上	未 満	税					
円	円	円	円	円	円	円	円
341,000	344,000	10,660	7,860	6,250	4,630	3,010	
344,000	347,000	10,900	7,980	6,370	4,750	3,130	
347,000	350,000	11,150	8,110	6,490	4,870	3,260	
350,000	353,000	11,390	8,230	6,620	4,990	3,380	
353,000	356,000	11,640	8,400	6,740	5,120	3,500	
356,000	359,000	11,880	8,650	6,860	5,240	3,620	
359,000	362,000	12,130	8,890	6,980	5,360	3,750	
362,000	365,000	12,370	9,140	7,110	5,480	3,870	
365,000	368,000	12,620	9,380	7,230	5,610	3,990	
368,000	371,000	12,860	9,630	7,350	5,730	4,110	

（注） 税額表の「以上」の欄はその欄に記入されている金額を含み、「未満」の欄はその金額を含まないことにご注意ください。

(2) 月額表乙欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない場合）

（設例）

イ 給与等の支給額（月額）	80,750円
ロ 給与等から控除する社会保険料等	なし

〔税額の計算〕

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額80,750円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750円が含まれる「111,000円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額」となっています。したがって、2,473円（80,750円×3.063%、1円未満の端数は切り捨てます。）がその給与等から源泉徴収をする税額です。

(3) 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

(4) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

イ 賞与の支給額	554,000円
ロ 賞与から控除する社会保険料等	85,593円
ハ 前月中の普通給与（社会保険料等控除後）の金額	196,616円
ニ 扶養親族等の数	2人
（源泉控除対象配偶者あり、源泉控除対象親族1人）	

〔税額の計算〕

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額196,616円が含まれている「147千円以上279千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率2.042%を求めます。これがその賞与の金額に乗する率になります。
- ② 賞与の金額554,000円から社会保険料85,593円を控除した残額468,407円に2.042%を乗じた金額9,564円（468,407円×2.042%、1円未満の端数は切り捨てます。）が、その賞与から源泉徴収をする税額です。

（賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表）

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

賞与の金額に 乗すべき率								
	扶				養		親	
	0人		1人		2人			
	前月の社会				保険料等			
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0.000	千円87	千円未満	千円112	千円未満	千円147	千円未満		
2.042	87	100	112	253	147	279		
4.084	100	263	253	292	279	325		
6.126	263	313	292	349	325	380		
8.168	313	346	349	376	380	402		

「扶養親族等の数2人」の欄

賞与の金額に
乗すべき率

前月の社会保険料
等控除後の給与等
の金額196,616円
が含まれる行